

産業廃棄物処理計画書	
令和 5 年 6 月 30 日	
長崎市長 鈴木 史朗 様	
提出者 住 所 長崎県長崎市恵美須町2番3号 氏 名 清水建設株式会社 九州支店 長崎営業所 営業所長 高橋 賢二 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 095-822-4188 092-716-2050【九州支店安全環境部】	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	清水建設株式会社 九州支店 長崎営業所
事業場の所在地	長崎県長崎市恵美須町2番3号
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業・総合工事業
② 事業の規模	2022年度完工高 38.8億円 (長崎県)
③ 従業員数	505人(九州支店全体) 【長崎営業所：20人】
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り _t	別紙の通り _t
	(これまでに実施した取組)		
	・設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。 ・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 ・廃棄物の分別を徹底し再生利用を促進する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り _t	別紙の通り _t
	(今後実施する予定の取組)		
	・使用資材の梱包材の省力化を積極的に推進する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別を積極的に行う事を各事業場で推進してきた
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工事の進捗状況に即した分別の方法を委託契約会社と打合せして事業場で展開していく

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
③その他	【その他】		
	特になし		
	特になし		
	特になし		
	特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし		

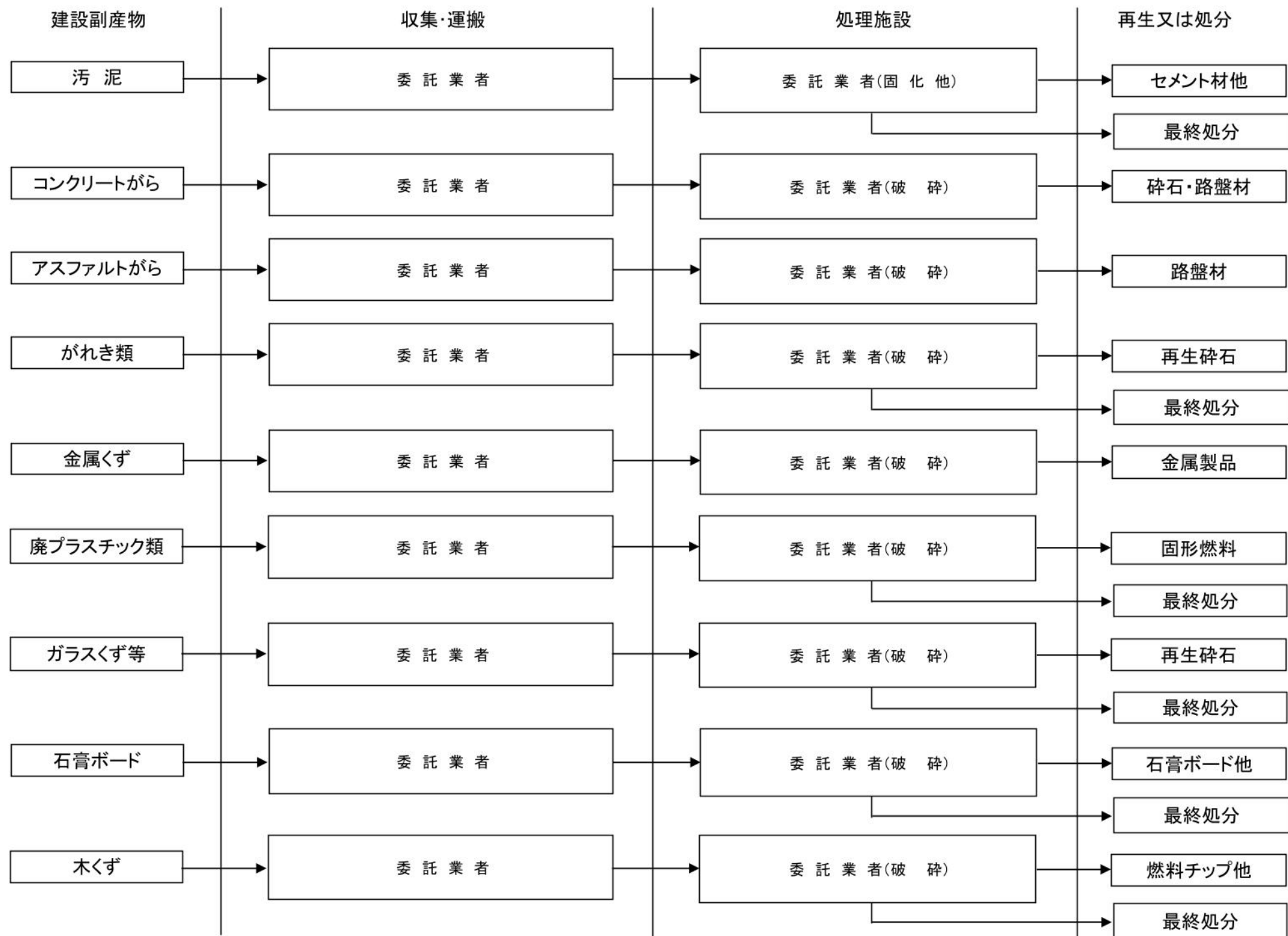
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		

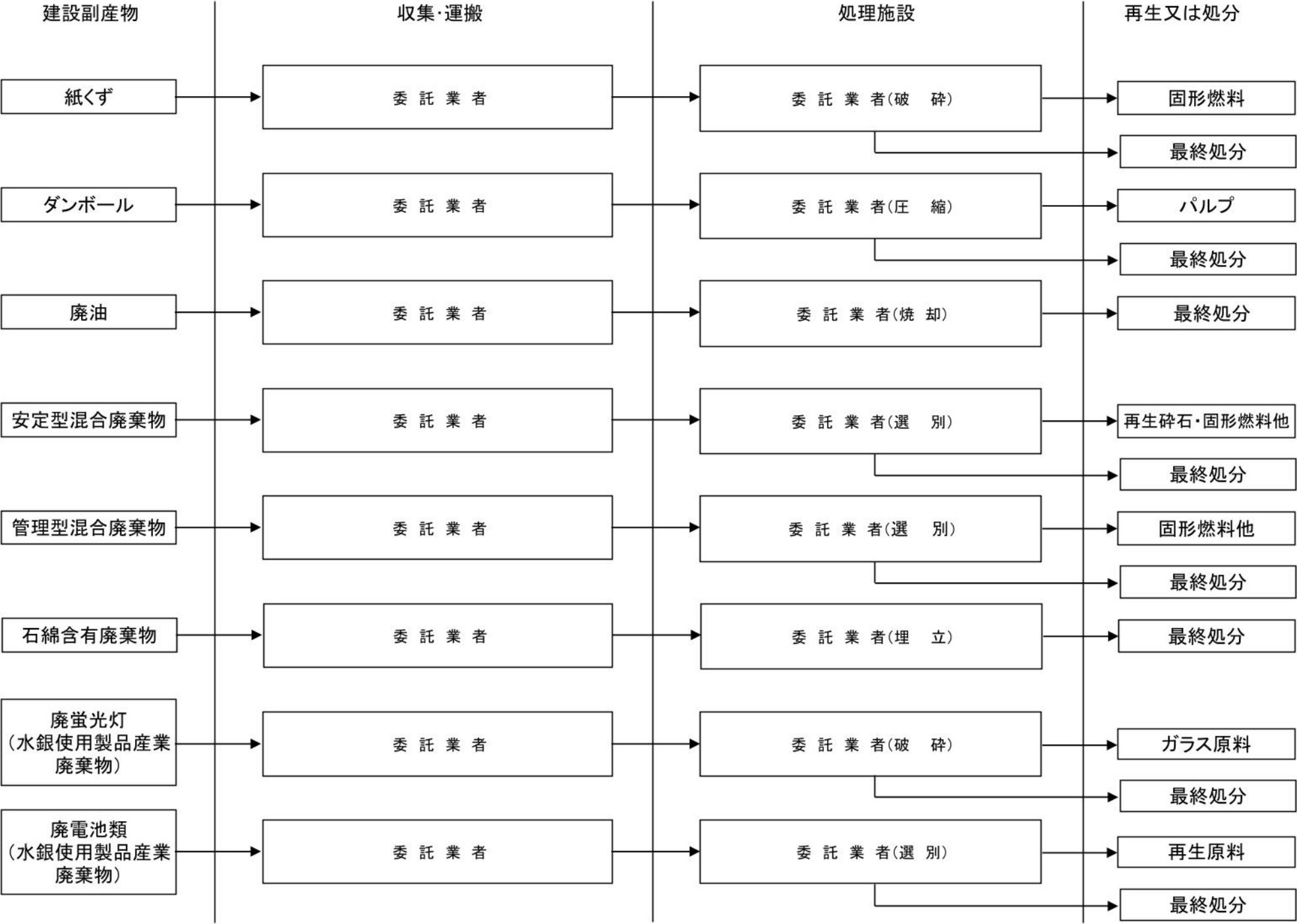
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



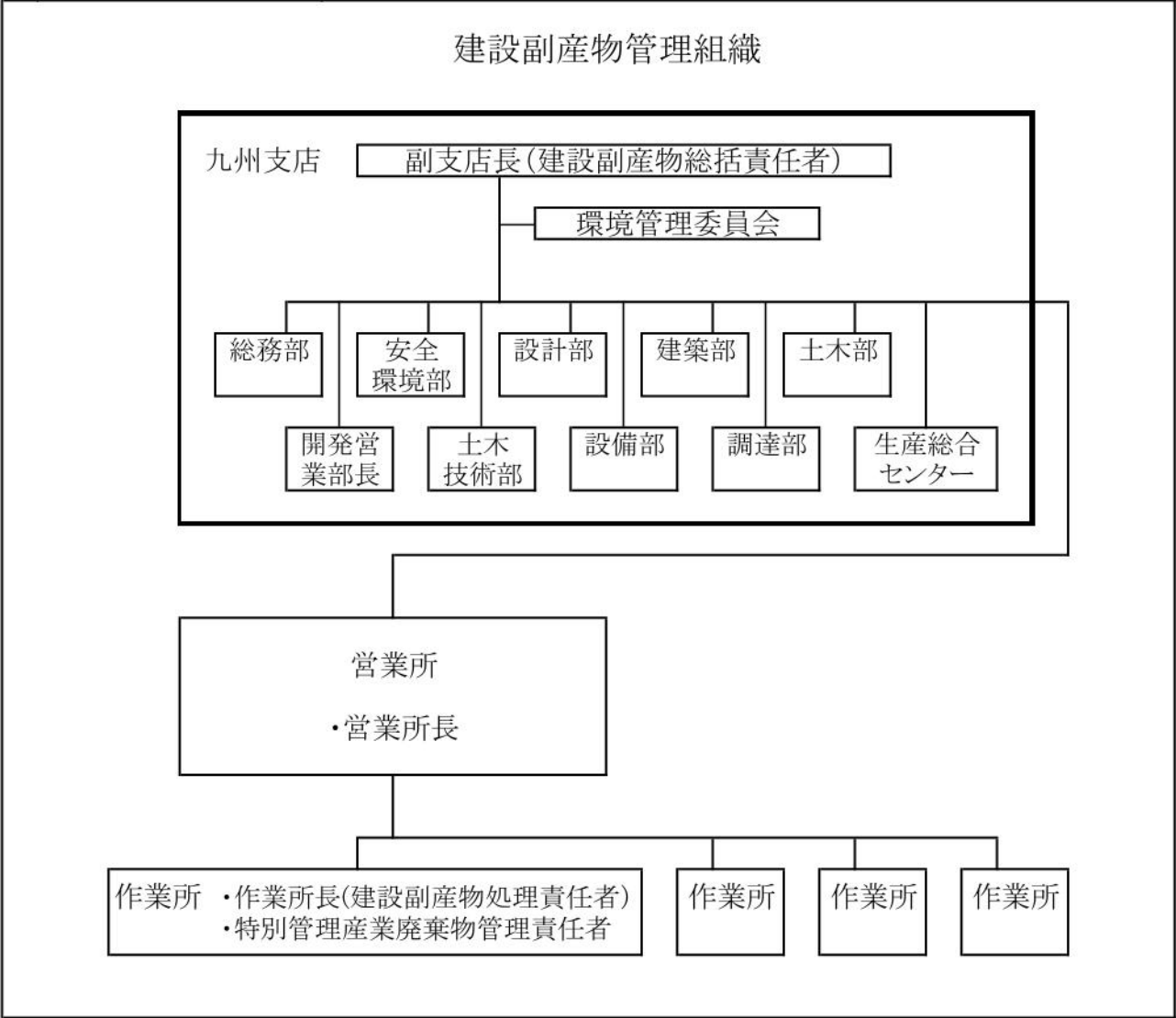
別紙1-2 産業廃棄物の一連の処理の工程



責任者及び管理組織図

建設副産物総括責任者		所 属：九州支店	職 名：副支店長
建設副産物担当		組織名：安全環境部環境G	組織人数：2人
役割	環境管理委員会	支店内における環境マネジメントシステムの運用に関わる 「指示・連絡」、「問題点等の協議及び解決」を行う会議体 ・委員長：副支店長 ・委 員：総務部長、安全環境部長、設計部長、建築部長、土木部長 開発営業部長、土木技術部長、設備部長、調達部長 生産総合センター長 ・事務局：安全環境部長	
	安全環境部	支店における建設副産物適正処理について指導・支援	
	建設副産物処理責任者	作業所における建設副産物適正処理の推進	

建設副産物管理組織



様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																		
①現状	【前年度（2022年度）実績】																	
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器くず	石膏ボード	その他がれき類	コンクリートがら	アス・コンがら	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光灯（水銀使用）	合計
	排出量	20.35 t	0.96 t	22.69 t	8.51 t	53.85 t	0.26 t	93.11 t	41.34 t	71.30 t	154.96 t	407.74 t	583.86 t	8.45 t	250.08 t	0.66 t	0.51 t	1,718.63 t
②計画	【目標】																	
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器くず	石膏ボード	その他がれき類	コンクリートがら	アス・コンがら	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光灯（水銀使用）	合計
	排出量	12.00 t	1.00 t	20.00 t	5.00 t	50.00 t	1.00 t	80.00 t	35.00 t	60.00 t	150.00 t	350.00 t	500.00 t	5.00 t	230.00 t	0.50 t	0.50 t	1,500.00 t

(第3面)

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]